

## 【民 法】

以下の【事実】を読んで、各設問に解答しなさい。解答にあたっては、条文をあげ、判例に照らして、根拠を挙げて解答すること。

以下の各設問に解答するにあたっては、事実及び設問の年月日に関わらず、試験実施日現在施行されている法令に基づき解答すること。特に指示のない限り、各設問は独立の問題である。

※各自で解答用紙に設問番号を記入して解答すること。

### 【事実】

2024年3月1日、Aは、Cを代理して、Bとの間で、Cが所有するスポーツカー甲について市場価値に等しい500万円で売買契約を締結した(以下「本件売買契約」という。)。本件売買契約では、契約締結時にBが代金を支払い、1か月後の3月31日にCが甲をBに引き渡し、名義も移転することとなっており、BはAに代金全額を支払った。

【設問1】 Aは、Cの代理人であったが、金に困っており、その対応を友人のBに相談して、本件売買契約を締結した上、代金をCに渡すことなく姿を消していた。3月31日になったので、Bから甲の引渡しを請求されたCは、これに応じなければならないか論じなさい。

【設問2】 3月31日になったので、Cは、Bに甲を引き渡し、名義もBへと移した。さっそくBが甲を運転すると、エンジンにBの責めに帰することはできない不具合があることが分かった。このままでも運転に支障はないが、加速や馬力に難があり、スポーツカーとして楽しむことはできず、甲の市場価値も200万円に低下している。Bは、Cに修理を求めるが、修理に必要な特殊な部品を作ることができる職人が日本にはおらず、外国に発注する必要がある、その費用に600万円かかることが判明した。このとき、Cは、修理を拒絶することが認められるか論じなさい。また、仮に修理を拒絶することが認められた場合、BがCにどのような主張をすることが考えられるか論じなさい。